

住居表示検討ニュース

現在平塚市では、皆様がお住まいの旭地区を次期平塚市 住居表示実施検討地区として位置づけております。

昨年11月及び今年3月には、旭北及び旭南自治会連合会会合へ市担当者が出席し、住居表示について説明等をさせていただきました。

今後は、旭北及び旭南地区の代表として、全16自治会からそれぞれ1名の方にお集まりいただき、両地区合同で住居表示について検討していきたいと考えております。

今後とも、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(日向岡1～2丁目は、住居表示実施済みのため対象外です。)

住居表示とは・・・

住居表示の目的は、「わかりやすく、訪ねやすいまちづくり」のために実施するもので、ひとことで言うと、「住所を新しく振り直すこと」です。

皆さんが現在お使いの住所は、土地の「地番」を使用しているため、隣同士でも番号が飛んでいたり、同番号が複数あったりします。このわかりにくさを解消するために、住居表示のルールを基に、新しい住所を付けます。

【例】実施前：平塚市 真田 547番地の1

実施後：平塚市 真田四丁目 14番5号

住居表示実施における

メリット

規則正しく住所を付けるため、郵便物などの誤配・遅配の減少します。
初めて訪問した方にとって目的地が探しやすくなります。
救急車などの緊急車両到着のスピードアップが期待できます。
現在地の特定が容易なので、防犯上有効です。
電柱等に町名や地図が載っている街区表示板が取付けられるため
現在地がすぐに分かります。

デメリット

住所が変更になるため、それに伴う諸手続きが必要になります。市が職権で変更できるものもありますがご本人で変更していただくかなければならない手続きもあります。

例えば、運転免許証や保険証（社会保険等）、個人で契約している銀行や保険等になります。

町名表示板と 住居番号表示板の 例

（門や郵便受け等に設置）



住居表示を実施した際には、建物の出入り口付近に新住所を表示した上記表示板を取付けます。

今後のスケジュール（予定）

年度	29	30	31	32	33
内容	住居表示実施の是非検討 第1回目実施地区の検討		第1回目実施地区における 町名及び町の区域の検討		住居表示 実施

旭地区は面積も広く人口も多いため、今後複数回に分けて住居表示を実施していくことを想定しています。また、上記スケジュールは第1回目実施における最短の工程です。
なお、2回目以降の実施については、住民の方々の合意を得られた地区から随時行っていく予定です。

【皆様へのお願い】

現在平塚市では、皆様の地域について住居表示の実施を検討しています。

今後も住居表示実施に向けて、引き続きチラシの回覧等により情報提供をさせていただきます。より一層の「わかりやすく、訪ねやすいまちづくり」のために必要な住居表示にご協力の程、よろしくお願いいたします。

平成29年4月発行

問い合わせ先 平塚市都市整備課

電話 23-1111 内線 2114

